

千葉県高等学校 P T A連合会加盟校
同 同 P T A会長 様
同 同 校長 様

令和8年度「全国高等学校 P T A連合会賠償責任補償制度」
新規加入ならびに継続加入について（ご案内）

貴校 P T Aにおかれましてはますますご隆昌の段お喜び申し上げます。

また、本制度をはじめ本連合会の事業に関しましては日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高校生の社会活動へ参加の機会が年々増加してゆく中、行動範囲や活動の広さ、複雑な社会の変化、交友関係の多様化から未成熟な高校生の行動への危険度は一層増しています。

保護者の皆様としては、ますます危機管理への備えを充実しなければならない時期でもあると思います。加えて、昨今では、不慮の事故による相手に対する損害への賠償は、その額が日々増加していることは周知のとおりです。場合によっては、加害者として一生償いの人生を送ることにもなりかねません。

私ども全国高等学校 P T A連合会並びに千葉県高等学校 P T A連合会は、このような事故に際して、生徒とご家族の不安や経済的負担を少しでも軽減することができるよう、本制度を取り入れ、加入をお薦めしております。

現在、加入校は、全国高等学校 P T A連合会加盟校の2校に1校を大きく上回り、本年度加入生徒数は113万人を数える制度となっております。

つきましては、既に、ご加入いただいている P T A会員様には引き続きのご継続をお願いするとともに、未加入の P T A会員様におかれましては、是非この機会にご加入いたきたくお願い申し上げます。

本制度が多くの P T A会員様に普及し、子ども達が安心安全な学校生活を送ることができますを願っております。

令和8年1月吉日

千葉県高等学校 P T A連合会
会長 根本 吉晴

千高P連 事務連絡
令和8年1月14日

千葉県高等学校 P T A連合会加盟校 (全日制課程)
同 P T A会長 様
同 校長 様

千葉県高等学校 P T A連合会事務局
事務局長 林 修一

「全国高P連賠償責任補償制度」(令和8年度版)に係る
配付文書並びに配付数について(依頼)

日頃より本連合会の活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記により送付いたしますのでご確認のうえ、ご活用ください。

記

送付文書及び配付部数

- | | |
|---|----|
| 1 令和8年度「全国高等学校 P T A連合会賠償責任補償制度」新規加入なら
びに継続加入について(ご案内) | 1部 |
| 2 令和8年度 全国高P連 賠償責任補償制度のご案内
(カラー刷り8ページチラシ) | 1部 |
| 3 令和8年度 全国高P連 賠償責任補償制度のご案内
(白黒簡易版1ページチラシ) | 1部 |
| 4 「全国高P連賠償責任補償制度」の手引き<令和8年度版> | 1部 |
| 5 「全国高P連賠償責任補償制度」(令和8年度版)に係る配付文書並びに
配付数について(依頼) (※本文書) | 1部 |
| 6 「全国高P連賠償責任補償制度」令和8年度加入手続きについて(説明) | 1部 |
| ※7 全国高P連賠償責任補償制度 更新加入依頼書(新規導入) | 1部 |

【留意点】

- 1 令和8年度より、この制度に関する送付文書(上記2~4)については、本連合会HPに掲載することとし、各校への配布部数は各1部としました。各校は必要に応じてダウンロードし、増す刷り等へ対応してください。
- 2 令和7年度より、「加入者票」(手続き終了後に発行)について個々の該当校への配付は行わず、本連合会HPに掲載しますのでダウンロードし、増す刷り等へ対応してください。
なお、HP掲載の「加入者票」にはパスワードを設定します。パスワードは全加入予定校の手続き終了後に、各地区筆頭理事校経由にて地区内該当校へ送信いたします。
- 3 ※7については、今回より導入された事前調査となります。更新加入を希望する学校は、令和8年3月13日(金)までに、郵送にて本連合会事務局までご回答ください。

千高P連 事務連絡
令和8年1月14日

千葉県高等学校 P T A連合会加盟校 (定時制課程)
同 P T A会長 様
同 校長 様

千葉県高等学校 P T A連合会事務局
事務局長 林 修一

「全国高P連賠償責任補償制度」(令和8年度版)に係る
配付文書並びに配付数について(依頼)

日頃より本連合会の活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記により送付いたしますのでご確認のうえ、ご活用ください。

記

送付文書及び配付部数

- | | |
|---|----|
| 1 令和8年度「全国高等学校 P T A連合会賠償責任補償制度」新規加入なら
びに継続加入について(ご案内) | 1部 |
| 2 令和8年度 全国高P連 賠償責任補償制度のご案内
(カラー刷り8ページチラシ) | 1部 |
| 3 令和8年度 全国高P連 賠償責任補償制度のご案内
(白黒簡易版1ページチラシ) | 1部 |
| 4 「全国高P連賠償責任補償制度」の手引き<令和8年度版> | 1部 |
| 5 「全国高P連賠償責任補償制度」(令和8年度版)に係る配付文書並びに
配付数について(依頼) (※本文書) | 1部 |
| 6 「全国高P連賠償責任補償制度」令和8年度加入手続きについて(説明) | 1部 |
| ※7 全国高P連賠償責任補償制度 更新加入依頼書(新規導入) | 1部 |

【留意点】

- 1 令和8年度より、この制度に関する送付文書(上記2~4)については、本連合会HPに掲載することとし、各校への配布部数は各1部としました。各校は必要に応じてダウンロードし、増す刷り等へ対応してください。
- 2 令和7年度より、「加入者票」(手続き終了後に発行)について個々の該当校への配付は行わず、本連合会HPに掲載しますのでダウンロードし、増す刷り等へ対応してください。
なお、HP掲載の「加入者票」にはパスワードを設定します。パスワードは全加入予定校の手続き終了後に、各地区筆頭理事校経由にて地区内該当校へ送信いたします。
- 3 年度末及び年度当初において、「手引き」等の紛失への問い合わせが多くなっています。
事務局には予備がありませんので、担当者が変更した場合には、必ず、次年度担当者への引き継ぎを願いいたします。
- 4 ※7については、今回より導入された事前調査となります。更新加入を希望する学校は、令和8年3月13日(金)までに、郵送にて本連合会事務局までご回答ください。

千高P連 事務連絡
令和8年1月14日

千葉県高等学校 P T A連合会加盟校 (通信制課程)
同 P T A会長 様
同 校長 様

千葉県高等学校 P T A連合会事務局
事務局長 林 修一

「全国高P連賠償責任補償制度」(令和8年度版)に係る
配付文書並びに配付数について(依頼)

日頃より本連合会の活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記により送付いたしますのでご確認のうえ、ご活用ください。

記

送付文書及び配付部数

- | | |
|---|----|
| 1 令和8年度「全国高等学校 P T A連合会賠償責任補償制度」新規加入なら
びに継続加入について(ご案内) | 1部 |
| 2 令和8年度 全国高P連 賠償責任補償制度のご案内
(カラー刷り8ページチラシ) | 1部 |
| 3 令和8年度 全国高P連 賠償責任補償制度のご案内
(白黒簡易版1ページチラシ) | 1部 |
| 4 「全国高P連賠償責任補償制度」の手引き<令和8年度版> | 1部 |
| 5 「全国高P連賠償責任補償制度」(令和8年度版)に係る配付文書並びに
配付数について(依頼) (※本文書) | 1部 |
| 6 「全国高P連賠償責任補償制度」令和8年度加入手続きについて(説明) | 1部 |
| ※7 全国高P連賠償責任補償制度 更新加入依頼書(新規導入) | 1部 |

【留意点】

- 1 令和8年度より、この制度に関する送付文書(上記2~4)については、本連合会HPに掲載することとし、各校への配布部数は各1部としました。各校は必要に応じてダウンロードし、増す刷り等へ対応してください。
- 2 令和7年度より、「加入者票」(手続き終了後に発行)について個々の該当校への配付は行わず、本連合会HPに掲載しますのでダウンロードし、増す刷り等へ対応してください。
なお、HP掲載の「加入者票」にはパスワードを設定します。パスワードは全加入予定校の手続き終了後に、各地区筆頭理事校経由にて地区内該当校へ送信いたします。
- 3 年度末及び年度当初において、「手引き」等の紛失への問い合わせが多くなっています。
事務局には予備がありませんので、担当者が変更した場合には、必ず、次年度担当者への引き継ぎを願いいたします。
- 4 ※7については、今回より導入された事前調査となります。更新加入を希望する学校は、令和8年3月13日(金)までに、郵送にて本連合会事務局へご回答ください。

令和8年度「全国高P連賠償責任補償制度」加入手続きについて（説明）

手続きについては、「全国高P連賠償責任補償制度」の手引き＜令和8年度版＞（P. 5～9）を参照し、必要事項を記入のうえ、各形態ごとに手続きを行ってください。なお、PTA会長印の押印が必要ですので必ず郵送（FAX、メール不可）にて、本連合会事務局あて提出してください。

また、本文書記載の締切り日は、本連合会への提出日ですので厳守してください。

1 令和8年度も継続加入（補償開始4月1日）の場合

- (1) 「全国高P連賠償責任補償制度」の手引き＜令和8年度版＞（P. 6）
 - b 前年度から引き続いて加入する場合（更新）を参照してください。
- (2) 「全国高P連賠償責任補償制度更新加入依頼書」を令和8年3月13日（金）までに提出してください。
- (3) 追って、令和8年度5月1日付PTA会員が確定した後、令和8年5月15日（金）までに「全国高P連賠償責任補償制度生徒数報告書（自動更新用）」（手引きP. 43）を提出してください。なお、手続き完了までの間の補償は継続されます。

2 令和8年度に新規に加入する場合（補償開始4月1日開始または、5月1日開始）

- (1) 「全国高P連賠償責任補償制度」の手引き＜令和8年度版＞（P. 5）
 - a 制度加入初年度の場合を参照してください。
- (2) 「全国高P連賠償責任補償制度 新規加入依頼書（4月・5月加入用）」（P. 41）を4月から加入希望の場合は、令和8年3月13日（金）までに、5月から加入希望の場合は、令和8年4月15日（水）までに提出してください。
- (3) 追って、令和8年度5月1日付PTA会員が確定後、令和8年5月15日（金）までに「全国高P連賠償責任補償制度 生徒数報告書（4月・5月加入用）」（P. 45）を提出してください。

3 令和8年6月以降に中途加入する場合

- (1) 「全国高P連賠償責任補償制度」の手引き＜令和8年度版＞（P. 6）
 - (C) 6月1日以降に中途加入をする場合を参照してください。
- (2) 「全国高P連賠償責任補償制度 新規加入依頼書（6月以降加入用）」（P. 47）を各月所定の締切日までに提出してください。

4 令和8年度以降継続加入を希望しない場合（解約）

- (1) 「全国高P連賠償責任補償制度」の手引き＜令和8年度版＞（P. 7）
 - c 令和7年度は加入していたが令和8年度は更新しない場合を参照してください。
- (2) 「全国高P連賠償責任補償制度 解約通知書」（P. 49）を令和8年3月13日（金）までに、提出してください。
- (3) 「解約通知書」が期限までに提出されなかった場合には、補償制度は自動更新され、前年度報告生徒数に基づいて掛け金をお支払いいただきます。

5 その他（提出する前に必ず確認してください）

- (1) この補償制度への加入対象者は、保護者がPTA会員（PTA会費納入者）であることが前提で、一人一人への補償制度となります。（同一校で兄弟姉妹がいる場合は個々を対象としてください）
- (2) 払込掛け金額については、「生徒数報告書」提出から掛け金の支払いまでの期間に生徒数の変更があった場合でも、報告した生徒数分でのお支払いとなりますのでご注意ください。
- (3) **例年、払込掛け金額の過不足が生じています。「生徒数報告書」の提出の際は、必ず会計担当者と確認をとり、共通理解を図ってください。**
- (4) 中学校を併置する高校においては、自校が本連合会加盟校であれば、中学生も加入の対象です。希望する場合は加入数の記入にご注意ください。
- (5) その他
ご不明な点のお問い合わせ、また、郵送先は以下の本連合会事務局となります。

千葉県高等学校PTA連合会事務局
〒263-0011 千葉市稲毛区天台町285
千葉県総合スポーツセンター宿泊研修所内
(Tel) 043-255-0687 (Fax) 043-255-0681
(E-mail) chibakouren@nifty.com